

次世代成長産業技術開発等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「長野県産業振興戦略プラン（令和5年3月策定）」に基づき、県内の次世代成長産業の振興を図るため、県内企業等が取り組む製品の試作開発等に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内企業 製造業を営み、又は営もうとする法人及び個人であって、長野県内に登記簿上の本店又は開発拠点となる主たる事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の規定に該当するものをいう。
- (3) 大企業 前号に定める中小企業以外に該当するものをいう。
- (4) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第108条に規定する大学、高等専門学校及び短期大学をいう。
- (5) 原理検証 製品化の前段階で、新しいアイデアや理論、技術の原理が本当に成立するかを検証するプロセスをいう。
- (6) 技術検証 原理検証を経た技術について、実際の製品仕様や量産を見据えて、技術的・機能的要件を満たしているかを検証するプロセスをいう。

(補助対象事業)

第3条 第1条に規定する補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に記載する分野及び要件とし、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 既に製品化されているものについて、販路開拓のみを行う事業でないこと。
- (2) 大学や公設試等の研究機関との共同研究が行われているなど、既に一定の原理検証が行われていること。

(補助対象者)

第4条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表2に記載の者とし、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 県税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (2) 国又は県等の他の補助金を受ける事業でないこと。
- (3) 法令又は条例に違反する行為がないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に基づく県の取扱いに準じること。

(補助対象経費)

第5条 本事業の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する事業に要する経費のうち、事業完了日までに支払いを完了した別表3に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）は対象としない。

(補助率及び補助上限額等)

第6条 補助金の交付額は前条に規定する経費に対し、別表4に定める補助率を乗じて得た額とし、同表の補助上限額を限度として、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により計算した補助額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。

(補助事業実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、交付決定の通知を受けた日からその年度の2月末日までとする。

(事業の実施)

第8条 この補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次世代成長産業技術開発等支援事業補助金事業計画申請書（様式第1号）を作成し、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する関係書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 次世代成長産業技術開発等支援事業補助金実施計画書（別記様式第1号）
- (2) 次世代成長産業技術開発等支援事業補助金経費内訳書（別記様式第2号）
- (3) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

(審査結果の通知)

第9条 知事は、前条の規定による事業計画の提出があった場合には、別に定める審査方法により、その内容を審査し、結果を補助対象者に通知するものとする。ただし、補助対象者において、不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為があると知事が認める場合は採択をしないことができる。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第10条 規則第3条に規定する申請書は、次世代成長産業技術開発等支援事業補助金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号のとおりとする。
- (1) 次世代成長産業技術開発等支援事業補助金実施計画書（別記様式第1号）
 - (2) 次世代成長産業技術開発等支援事業補助金経費内訳書（別記様式第2号）
 - (3) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの
- 3 補助対象者は、補助金の交付申請をするにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 4 補助金の交付の申請をするに当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した次世代成長産業技術開発等支援事業補助金事前着手届（様式第3号）を知事に提出するものとする。ただし、当該届出の提出をもって、補助金の交付決定を保証するものではない。

（補助金の交付決定）

第11条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、補助事業を実施しようとする者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第12条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、補助金の交付決定の通知を受けた日から20日以内に次世代成長産業技術開発等支援事業補助金交付申請取下書（様式第4号）を知事に提出して行うものとする。

（計画の変更）

第13条 補助事業者は、補助対象経費又は補助事業の内容を変更しようとするときは、次世代成長産業技術開発等支援事業補助金計画変更承認申請書（様式第5号）をあらかじめ知事に提出してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の目的に影響を及ぼさない範囲で行う変更であって、次の各号のいずれかに該当する変更については、軽微な変更として、同項の承認を要しないものとする。
- (1) 補助対象経費の総額を減額しようとする場合であって、総額の20%以内であるもの。
 - (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の一部または全部を、他の区分へ流用しようとする場合であって、流用額の合計が補助対象経費の総額の20%以内であるもの。
 - (3) 事業計画の実施手順、工程又は実施体制等の細部の変更。

（補助事業の中止または廃止）

第14条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、次世代成長産業技術開発等支援事業補助金計画中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を、あらかじめ知事に提出してその承認を受けなければならない。

(交付決定の取消)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱、規則又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を実施しなかったとき、又は補助事業の実施が著しく不相当と認められるとき。

(遂行状況報告)

第16条 補助事業者は、補助事業を行う会計年度の10月31日現在における遂行状況を、次世代成長産業技術開発等支援事業補助金遂行状況報告書(様式第7号)により、補助事業の収支明細書類とともに、当該会計年度の11月20日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、次世代成長産業技術開発等支援事業補助金実績報告書(様式第8号)によるものとする。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 次世代成長産業技術開発等支援事業補助金実施結果報告書(様式第9号)
 - (2) 次世代成長産業技術開発等支援事業補助金収支報告書(様式第10号)
 - (3) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの
- 3 前項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月5日のいずれか早い日とする。
- 4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(補助金の額の確定等)

第18条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずることができる。

(補助金の概算払い)

第19条 補助事業者が補助金の概算払いを受けようとするときは、次世代成長産業技術開発等支援事業補助金概算払請求書(様式第11号)を知事に提出するものとする。

- 2 前項の概算払いをすることができる回数は2回までとし、その額の合計額は交付決定額の7割以内とする。

(補助金の精算払い)

第 20 条 第 18 条の規定による額の確定を受けた補助事業者は、補助金の精算払いを受けようとするときは、次世代成長産業技術開発等支援事業補助金精算払請求書（様式第 12 号）を知事に提出するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 21 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 13 号）により速やかに知事に報告するものとする。ただし、第 17 条第 4 項の規定に基づき、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額した実績報告に基づき額の確定を受けた場合はこの限りでない。

(財産処分の制限)

第 22 条 規則第 19 条第 1 項に規定する承認申請書は、次世代成長産業技術開発等支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第 14 号）とする。

2 規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定により知事が指定する財産は、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上のものとする。

3 知事は、補助事業者に当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(帳簿の整理等)

第 23 条 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分し、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の届出を行った場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第 24 条 補助事業者は、補助事業年度又は補助事業年度の終了後 5 年以内に補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権を出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合は、当該年度の終了後 20 日以内に次世代成長産業技術開発等支援事業補助金産業財産権届出書（様式第 15 号）を知事に提出しなければならない。

(事業化状況の報告)

第 25 条 補助事業者は、補助事業年度の終了後 5 年間、毎年度終了後 20 日以内に、当該補助事業者に係る過去 1 年間の事業化の状況について、次世代成長産業技術開発等支援事業補助金事業化状況報告書（様式第 16 号）により知事に報告するものとする。

(収益納付)

第 26 条 知事は、第 24 条及び第 25 条に規定する産業財産権届出書及び事業化状況報告書により、補助事業者が産業財産権の譲渡若しくは実施権の設定、補助事業の実施結果の事業化又はその他当該補助事業の実施結果の他への供与により収益が生じたと認めた場合は、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができる。

(事業成果の公表)

第 27 条 補助事業者は、知事の求めに応じ、補助事業の成果を公表するものとする。

(書類の提出部数等)

第 28 条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、正本 1 部とし、所在地を管轄する地域振興局長を経由するものとする。

(その他)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については知事が別に定める。

附則

この要綱は、公布日から施行し、令和 8 年度の補助金から適用する。

(別表 1)

第 3 条に規定する補助対象事業の要件は、次のとおりとする。

分野	補助対象事業の要件
(1)ヘルステック 関連	医療機器、福祉用具又はヘルスケア産業関連の製品・技術について、技術検証、試作開発及び販路開拓に取り組む事業であって、製品化の見込みがあること。
(2)航空・宇宙機 器関連	航空機、次世代航空機（次世代エアモビリティ含む）、MRO、空港地上設備、宇宙機器に必要な新技術を特定するとともに、当該新技術の具現化を目指し行う研究、試作開発及び販路開拓に取り組む事業であって、製品化の見込みがあること。
(3)ゼロカーボン 関連	次の各号の全てを具備すること。 (1)ゼロカーボン関連の製品・技術について、技術検証、試作開発及び販路開拓に取り組む事業であって、製品化の見込みがあること。 (2)長野県地球温暖化対策条例に定める事業活動温暖化対策計画書を長野県へ提出すること。

(別表 2)

第 4 条に規定する補助対象者は、次のとおりとする。

分野	補助対象者
ヘルステック関連	県内企業のうち 中小企業 又は 大企業 であること。
航空・宇宙機器関連	県内企業のうち 中小企業 又は 県内の大学等 であること。
ゼロカーボン関連	県内企業のうち 中小企業 又は 大企業 であること。

(別表 3)

第 5 条に規定する補助対象経費は、次のとおりとする。

区分	内容
人件費※	技術検証及び試作開発等（販路開拓は対象外）に従事する人員の給与に要する経費
設備備品費	機械装置・工具・器具・備品の購入に要する経費 製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費
原材料・ 消耗品費	事業の用に直接使用し消費される原材料、消耗品の購入に要する経費
専門家等の 謝金・旅費	講師等の外部専門家（コンサルタント、技術士、民間企業の技術者等）の謝金・旅費
委託・外注費	市場調査、試験分析、有効性・安全性の評価等を委託するために要する経費 加工、組立、設計、プログラム開発等を外注するために要する経費
役務費	産業財産権関連経費、翻訳、データ分析等の役務の提供、ソフトウェアライセンスの使用、学会参加費等

展示会等 出展費	展示会等の出展に要する経費（県及び（公財）長野県産業振興機構 が出展支援する展示会等を除く）
広告宣伝費	事業の遂行に必要なチラシ・パンフレット・ポスターの作成や動画 等の製作（企画、デザイン、製作等）、広報媒体等を活用するために 要する経費
その他経費	上記のほか、知事が特に必要と認める経費

※の項目は、「航空・宇宙機器関連分野」は対象外

(別表 4)

第 6 条に規定する補助金の補助率及び補助上限額は、次のとおりとする。

分野	補助率	補助上限額（万円）
ヘルステック関連	2 分の 1 以内	500
航空・宇宙機器関連	2 分の 1 以内	200
ゼロカーボン関連	下記以外の企業	1,000
	ゼロチャレンジ企業※	2,000

※ 補助事業の実施効果により、特に CO₂ 排出量の削減が見込める企業